

兵庫県公報

平成24年3月21日 水曜日 第2号外

発行人
兵庫県
神戸市中央区下山手通
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗=県旗)

目次

条 例	ページ
○ 議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例（議会事務局総務課）	1

公布された法令のあらまし

- ◎議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例（条例第25号）
本県の厳しい財政状況等に鑑み、議会の議員の議員報酬について、引き続き減額措置を講じることとした。

条 例

議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成24年3月21日

兵庫県知事 井戸敏三

兵庫県条例第25号

議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例

議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（昭和35年兵庫県条例第55号）の一部を次のように改正する。

附則第6項中「平成24年3月31日」を「平成25年3月31日」に改める。

附 則

この条例は、平成24年4月1日から施行する。